

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）

日時：令和元年10月18日（金）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（一回目）
- 2 その他

【審議資料】

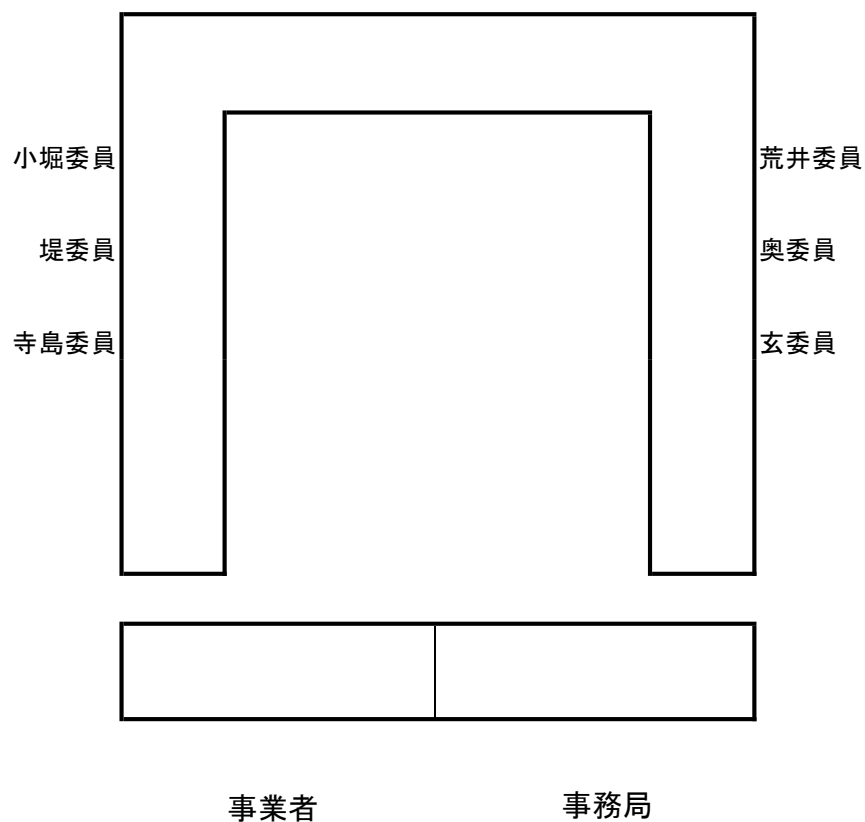
資料1 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和元年10月18日（水）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

第
一
齋
藤
委
員
長



「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	5 件
関係市長からの意見	4 件
合 計	9 件

2 都民からの主な意見

(1) 予測・評価全般

・ごみ焼却施設が建設される計画地から約 600m 近辺には、同事業者（小平・村山・大和衛生組合）が、新たに建設した資源物中間処理施設が今年 4 月より稼働しています。

資源物中間処理施設から排出される VOC は比重が重く施設付近に滞留するものですが、この環境影響評価書にはまったく資源物中間処理施設からの環境影響範囲が示されておらず、地域の環境影響が正しく予測されているとは言い難いものです。

同一事業者が焼却施設、不燃粗大ごみ施設、資源物中間処理施設を三位一体だとして大規模な施設建設をしているのですから、地域に与える環境影響を個別に予測・評価するのではなく同一事業として地域住民に提示すべきです。各施設ごとに安全だと言われても複合汚染を心配する住民にとって信憑性がありません。

・環境影響項目の選定手順に地域現況の把握が挙げられています。そこで、半径 1.2km の環境影響範囲に含まれる小平・村山・大和衛生組合(以下、組合という)が設置し本年 4 月 1 日稼働開始した資源物中間処理施設との、および、当施設の工事期間が一部重なると考えられる立川市清掃工場との、環境影響の重合を予測・評価して市民に分かりやすく図示してください。

(2) 大気汚染

・本来あるべき環境保全の見地から言えば、先に建設した資源物中間処理施設付近が、後から建設する焼却施設の煙突排出ガスによる寄与濃度が最大となる地点とする建設計画自体に問題があります。一定地域にだけ、環境負荷を押しつけることとなります。

資源物中間処理施設の隣は特別養護老人ホーム、また近隣は市民広場、集合住宅です。煙突の高さを 59.5m にせず、これまで同様に 100m として、より希釈された排ガスとして広範囲の地域で環境影響の負荷を負担していただくことを望みます。

・私は東大和市桜が丘に住む者です。この地区は 20 年ぐらい前からマンションが立ち並ぶようになり、市の中でも最も多い人口・世帯数を抱えています（この地区の一部は工業地域に指定されており、そのことが大きな混乱を招く要因になっていきます）。にもかかわらず、この地区は二つのごみ処理施設を至近距離に抱え、二つの施設からの影響をまともに受ける、東大和市の中

でも特異な地域と言えます。

近隣に大きな影響を及ぼす施設でありながら、その施設の運営・稼働・点検・整備・建て替えなどに関して、最大着地濃度地点である 650m 圏内である当地区の住民は、焼却施設の連絡協議会には参加することさえできません。協議会参加対象団体を 200m 圏内と限っているからです。いっぽう当地域には半ば強引に作られた同組合の資源物中間処理施設があります。こちらの運営連絡会の対象範囲も 200m となっています。建物の 2 倍という組合の一方的な判断が根拠となっているのです。

・現行の施設は煙突の高さ 100m です。いっぽう新施設では 59.5m になるとされています。このことに対してまず疑問があります。

この地区は東大和市の中でも特にたくさんのマンションが立ち並び、「マンション街」と言ってもよいところとなっています。14 階に至る建物も多く、建物の最上階は 30m から 40m にも及びます。現状でも、焼却施設からのばい煙について不安を感じている住民も少なくありません。私どもの住むマンションからは焼却施設の煙突が南側の正面に見えます。

これが約半分の 59.5m になることということは、至近距離にあった煙突までの距離が更に接近するという事です。体感的にも脅威であり反対せざるを得ません。

評価書を見ても計測測定地点が中心地点である処理場を除けば 4 地点に限られており、それも平地での測定です。生活エリアは地上数十メートルに及ぶというのに、地上での測定だけで正確な影響が見られるのでしょうか。

確かに風洞実験を行って補正をはかっているようですが、それは高度建築物によるガスの流れ、巻き込みなどを大まかに見るだけであり、そこで生活する住民自身への影響を見るためのものではありません。

計測地点が地上に限られ、しかも 4ヶ所のみであることは環境影響評価としては極めて不十分なものと言わざるを得ません。

・上記指摘とも関連しますが、立体的な調査がされていないということを指摘したいと思います。

環境影響調査書では影響が及ぶ範囲にメッシュをかけ、それを調査の前提としています。すなわち座標軸で言うところの横軸 (X 軸) へ及ぶ影響しか見ていないということです。確かに地下 (地層) 部分に対しての分析は行っていますが、あくまでも有害物質の浸透が基準以下であることを示すためのものです。また、ラジオゾンデを使って上層の大気について調べていますが、これは高層気象を調査するためのものであって、生活空間への影響を見るためのものではありません。

地上数十メートルにおける大気汚染の状況は考慮されていないのです。平面だけではなく高さへの影響を考慮する必要があるのではないでしょうか。いってみれば縦軸 (Y 軸) への影響です。しかもこの地区には焼却施設の関連施設である資源物再処理施設があります。この施設から出る有害物質との相乗的な影響も考慮されていません。これを前記軸にたとえてみるならば、第三の軸 (Z 軸) への配慮です。「時間的な影響」と言ってもいいかもしれません。

以上のことは施設北側 (東大和市側) をイメージして述べたものですが、南側 (立川市側) についても同様のことが言えます。

立川側にも高層住宅があり、立川市の焼却施設もあります。立川市住民が東大和市と同様の影

響を受けることは、全く同様に考えられます。その意味で、この環境影響調査は全体に目を配ったものとはなり得ていないということを指摘したいと思います。

・この地区にはすでに3つのごみ処理関連施設が集中して稼働しています。環境影響評価にあたってはこれらの施設が稼働した状態を前提としてバックグラウンドを求めています。しかしこれは正当ではありません。

例えば交通状況に関する調査であれば、交通量の変化が分かるよう、現状の交通量がバックグラウンドとなります。しかしごみ処理場に関してはこれと同じようには考えるべきではありません。

ごみ処理場がまったくなくところに新たに処理場を建設するのであれば、バックグラウンドとして現状の環境状態を調べるのは有効です。ところが、すでにごみ処理場が稼働していてその影響下にある地域でバックグラウンドを調べても、屋上屋を重ねるようなもので、欺瞞的ではありません。

もし本当にバックグラウンドを調査するのであれば、一定期間処理場を停止して、しかる後に大気の状態を調べるべきであります。しかし現実的には施設の稼働停止はできないでしょう。まともなバックグラウンド調査すらできないことがこの工事の根本的な矛盾であり、地域への問題の押し付けです。

新たな場所に新設するのであれば、バックグラウンドについても意味があるでしょう。おかしなことは、ごみ処理場があるところに更に新設（中間処理施設）することであり、改築（焼却施設）することです。それは原発事故によって出た放射性廃棄物を、当の原発被災地域に押し付けることと同じに見えます。

・焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を常時測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにすべきである。

3 関係市長からの意見

小平市長、東大和市長及び武蔵村山市長から環境影響評価書案に対する意見はなかった。

【立川市長】

- ・事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。
- ・今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。
- ・安全確保については、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたい。